

# 畜産農業には、水質汚濁防止法に基づき排水規制が適用されています

## 1 畜産農業と水質汚濁防止法

水質汚濁防止法により、特定事業場（特定施設を有する事業場）から公共用水域（河川、湖沼、港湾、沿岸海域等）へ排水する場合、**排水基準値をクリアすることが必要です。**

畜産農業では、右に示す施設が対象となり、届出が必要です。

## 2 畜産農業で注意が必要な水質項目

- 健康項目（全ての特定事業場が対象）  
アンモニア・アンモニウム化合物  
**亜硝酸化合物及び硝酸化合物（硝酸性窒素等）**など
- 生活環境項目（日平均排出水量が50m<sup>3</sup>以上の特定事業場が対象）  
生物化学的酸素要求量（BOD）又は化学的酸素要求量（COD）、浮遊物質量（SS）・大腸菌群数・**全窒素含有量・全りん含有量**など

<特定施設>  
総面積 50m<sup>2</sup>以上の豚房  
総面積 200m<sup>2</sup>以上の牛房  
総面積 500m<sup>2</sup>以上の馬房

都道府県 又は  
水濁法政令市に  
届出が必要です！

## 3 暫定排水基準

畜産農業については、一般排水基準の遵守が直ちに困難な業種に対する経過措置として暫定排水基準値が設けられています。排水基準違反には、罰則規定があります。

項目	暫定排水基準値 (令和7年7月1日以降)	期限	一般排水基準値
硝酸性窒素等	<b>豚房施設 400mg/L</b>	令和10年9月末	100mg/L <b>牛房及び馬房施設は 一般排水基準値</b>
全窒素含有量 ※	<b>130mg/L</b> (日間平均110mg/L)	令和10年9月末	120mg/L (日間平均60mg/L)
全りん含有量 ※	<b>22mg/L</b> (日間平均18mg/L)	令和10年9月末	16mg/L (日間平均 8 mg/L)

〔※）全窒素及び全りんについては、閉鎖性海域に排出する日平均排出水量50m<sup>3</sup>以上の養豚事業場が対象  
注）水域により適用される項目が異なっていたり、自治体により上乗せ規制が行われている等の場合がありますので、詳細は自治体にお問い合わせください。〕

# 排水の測定・記録・保存が必要です

## 4 測定・記録・保存の義務化

平成23年4月1日以降、水質汚濁防止法に基づく特定施設の届出書に記載されている排出水の水質項目について、

**1年に1回以上の測定と記録 と 3年間の保存** が義務付けられました。

※測定・記録・保存をしていない場合、罰則の対象となります。

現在の届け出内容を確認していただくとともに、項目に過不足があれば、届出の変更を行ってください。

### 測定項目

- 排水基準が適用される項目のうち、規則様式第1号別紙（排出水の汚染状態及び量）に記載した項目（その他の項目については必要に応じて測定）

### 測定・記録・保存

- 排出口ごとに年1回以上測定（ただし、雨水専用排出口は除く）
- 所定の様式に記録し、3年間保存

### 罰則の内容

- 測定結果の記録・保存がされていない場合又は虚偽の記録をした場合  
30万円以下の罰金

別紙4（一部抜粋）

工場又は事業場における 施設番号	種類・項目	排出水の汚染状態及び量			
		No.1 排出口		No.2 排出口	
通常	最大	通常	最大		
排出 水 の 汚 染 状 態	pH				
	BOD				
	SS				
	T-N				
	T-P				
	硝酸性窒素等				
	....				
	....				
	排出水の量 (m <sup>3</sup> /日)	通常	最大	通常	最大

ご自身の農場は、

- 特定事業場ですか？
- 届出内容に変更はありませんか？
- 毎年測定を行っていますか？
- 記録は保存していますか？
- 排水基準は守られていますか？

詳しくは、都道府県又は水濁法政令市にお問い合わせください。